



草家発第1396号
令和3年11月12日

草津市情報公開・個人情報保護審議会
会長 中谷 実 様

草津市長 橋川 渉
(家庭児童相談室)



電子計算機等の結合による個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

草津市個人情報保護条例第11条の規定に基づき審議会の意見を聴くことについて、下記のとおり諮問します。

記

1 事務の内容

要保護児童等に関する情報共有システム（以下「情報共有システム」という。）

要保護児童等の対応にあたり、保護者や児童が転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うなどの対応を図る。

2 個人情報の内容

子どもの氏名・性別・生年月日・住所、保護者の氏名、保護者の勤務先、家族の状況、保育所等利用状況、養育状況、福祉サービス等利用状況、面接結果、調査結果、所見、支援方針、経過 等

全ての自治体が全ての情報を閲覧できる仕組みではなく、閲覧制限を行い、必要な範囲で情報を閲覧する仕組みとなっている。（「情報共有システムにおける閲覧制限について」を参照）

3 電子計算機等の結合の必要性

- ・現在、転居の際の情報共有は電話や文書による照会を行っているが、情報共有システムでは相互に情報を閲覧できるため、より広域な情報を、少ない負担で正確かつ迅速に共有できる
- ・児童相談所が通告を受理した際に必要に応じて市町村へ電話で情報収集が行われるが、情報共有システムの閲覧により、夜間・休日など市町村職員が不在の場合でも把握が可能になる
- ・要保護児童対策地域協議会の仕組みに加え、情報共有システムにより児童相談所と管内市町村はそれぞれが保有するケース記録を相互に確認することができ、適宜ケースの状況変化、支援方針を把握できる
- ・死亡事例検証の対象となる重大事案等について厚生労働省がケース記録の閲覧を行う等が可能となる。

4 結合先の保護措置

別添「4.10 情報セキュリティに関する事項」、「参考資料3 システム概要」のとおり

5 結合先

都道府県の児童相談所、市町村、厚生労働省

6 主管課等
家庭児童相談室